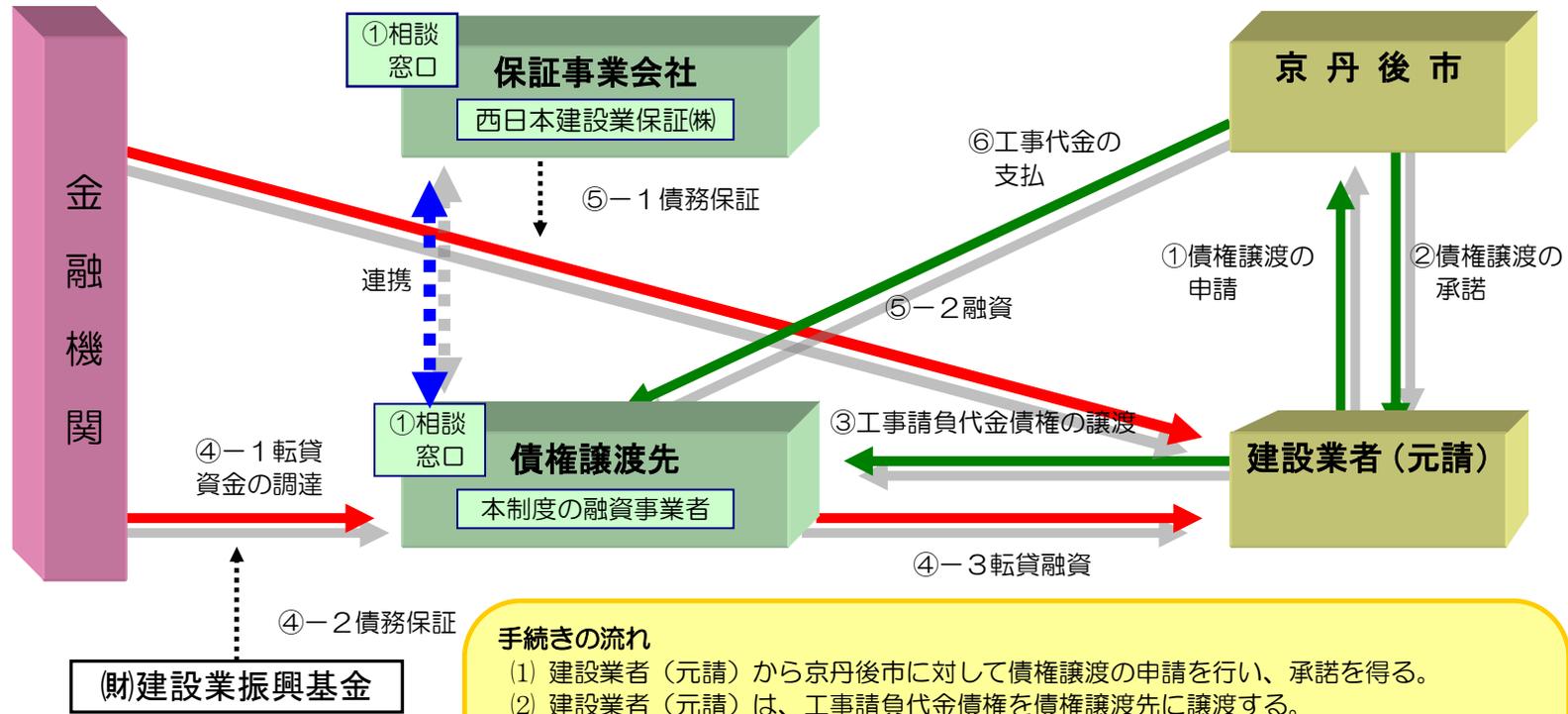


地域建設業経営強化融資制度

- 工事の出来高部分について、本制度の融資事業者から融資を受けることができます。
- 工事の出来高を超える部分については、西日本建設業保証(株)の保証を受け金融機関から融資を受けることができます。



手続きの流れ

- (1) 建設業者(元請)から京丹後市に対して債権譲渡の申請を行い、承諾を得る。
- (2) 建設業者(元請)は、工事請負代金債権を債権譲渡先に譲渡する。
- (3) 債権譲渡先は、(財)建設業振興基金の保証により建設業者(元請)に対して出来高の範囲内で融資する。
- (4) 未完成部分については、金融機関が保証事業会社の保証により建設業者(元請)に融資する。
- (5) 工事完成後、京丹後市は工事請負代金を債権譲渡先に支払い、債権譲渡先は融資額を精算した上で、建設業者(元請)に残金を返還する。